

令和 7 年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（令和 6 年度分）

粕屋町地域共創課

## 目次

柏屋町の取組	1 頁
基本目標と施策の体系	2 頁
令和 6 年度実施状況	3 頁～
令和 2 年度から令和 6 年度 評価の推移	9 頁

## [粕屋町の取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成26年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行等が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画（平成27年度～令和6年度）」を策定しました。計画期間の中間年にあたる令和元年度には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応するため計画の見直しを行い、「粕屋町男女共同参画計画 後期計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるため、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。

## 基本目標と施策の体系

「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある柏屋町を構築する」という基本理念の実現を目指し、4つの基本目標と推進体制を掲げ施策の展開を図ります。



\* 基本目標Ⅱ、Ⅲは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画」として位置付ける。

\* 基本目標Ⅳは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画」として位置付ける。

## [令和6年度実施状況]

各担当課において自己評価を行い、取りまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を行いました。その結果を各担当課にフィードバックし、改善を促すことにより計画の推進を図ります。

計画の最終年（10年目）である令和6年度は、これまでの取り組みを振り返り、第2次粕屋町男女共同参画計画を見据えたものと位置づけられます。当該年度においては、自治公民館における人権学習の中で、男女共同参画の内容も含めて啓発を行いました。また、子育て世帯が多い粕屋町において、性別によらない育児も男女共同参画社会の形成に欠かせないものとして、育児パパにフォーカスした「パパのためのベビーダンス講座」を開催しました。女性の再就労に対する支援では、前年度に引き続き福岡県の子育て女性就職支援センターを活用して、子育て中の女性向けの臨時出張就業相談会を実施しました。その他、町のホームページや広報誌で講演会や講座、相談窓口の情報発信を行いました。

## ●基本目標 Iについて

### 基本目標 I :男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策（1）男女共同参画についての意識啓発

基本施策（2）男女共同参画についての教育・学習の推進

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を發揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

### <令和6年度の施策の実施状況の概要>

- ・ホームページや広報誌、SNSを活用し、男女共同参画や相談窓口に関する掲載を積極的に行った。
- ・6月の男女共同参画週間では、町立図書館において男女共同参画関連本コーナーを設置した。
- ・育児中の父親に対し、だっこ紐を活用したベビーダンス講座を実施した。
- ・学校教育の分野では、「教師が児童生徒ひとりひとりを大切にする授業づくり」「児童生徒同士が互いの良さに気付く授業」を行うための内容を盛り込んだ研修を実施した。

### ○具体的な施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	5	5	0	0
%	50.0%	50.0%	0%	0%

#### [各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

## ●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策（1）働く場における男女共同参画の促進

基本施策（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるよう、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。

### <令和6年度の施策の実施状況の概要>

- ・令和3年度に設置した労働問題を含めた性別に関する相談を処理するための「男女共同参画苦情処理制度」の周知を行った。
- ・女性の再就労に対する支援として、県の子育て女性就職支援センターを活用し臨時出張就業相談を実施した。
- ・広報かすや2月号では、なぜ「ジェンダー平等が必要なのか」を題材として特集コラムを掲載した。
- ・「日曜パパとママのたまご学級」やかすやこども館でのイベントを通じて、男性の家事・育児への参画意識の向上を図った。
- ・町が実施する講座や会議等において託児が必要と見込まれる場合は、予算を確保して託児を実施した。
- ・介護予防講座では、男性の家事への参画意識の形成を目的として、男性も参加できる料理教室を開催した。

### ○具体的な施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	7	1	0
%	27.3%	63.6%	9.1%	0%

#### [各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

### ● 基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女が共に参加し支えあうまちづくり

基本施策（1）政策・方針決定の場への女性の参画推進

基本施策（2）地域における男女共同参画の推進

政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

### <令和6年度の施策の実施状況の概要>

- ・審議会の中には充て職で構成され女性登用率の向上が難しいものもあるが、審議会等の設置時には委員の男女比を考慮のうえ構成を検討した。
- ・女性リーダーの育成に関する情報提供として、福岡県等が行う講座やセミナーなどの情報をホームページで掲載した。
- ・災害備蓄品の管理においては、女性の視点を取り入れた品目の選定を行い、購入を進めた。
- ・自主防災組織に対して行う防災講座や避難訓練において、男女が平等に役割を担うことの必要性を伝えた。

### ○具体的な施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	4	0	0
%	33.3%	66.7%	0%	0%

#### [各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

## ●基本目標IVについて

基本目標IV：男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

基本施策（1）生涯を通じた健康支援

基本施策（2）あらゆる暴力の根絶

基本施策（3）困難な状況に置かれている人への支援

男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV（交際相手からの暴力）を防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。

### <令和6年度の施策の実施状況の概要>

- ・主体的に取り組む健康づくりの啓発として、高齢者が自ら主体的に介護予防に取り組むように、介護予防教室を実施した。
- ・食育の推進に関しては、食生活改善推進会が、イベントで対面での食育普及活動や食にまつわるコラムの執筆活動を実施した。
- ・性犯罪など被害防止に向けた啓発として、広報かすやに性犯罪対策や相談窓口を掲載した。
- ・中学校では性に関する講演会等の中でデートDV防止についても学ぶ機会を設けた。また、悩みがある場合の相談窓口や対処法について、繰り返し児童・生徒および家庭へ周知した。
- ・DV防止に関する啓発として、相談窓口を広報かすやに掲載したほか、町主催のイベントにおいて啓発を行った。
- ・DV被害に関する相談を受けた際は、関係機関と情報共有を行った。

### ○具体的な施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	10	10	0	0
%	50.0%	50.0%	0%	0%

#### [各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

## ●推進体制について

町が模範的職場環境となるよう特定事業主行動計画を推進し、柏屋町のすべての施策に男女共同参画社会の形成に配慮するよう職員に対する啓発を進めます。

庁内の推進体制を整備していくとともに、男女共同参画に関する活動を行う町民や団体と協働して啓発活動や問題解決に取り組みます。

町の広報や出版物は公共性や信頼性が高く影響が大きいため、国のガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用して社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現となるよう組織内に働きかけます。

計画の実施状況については、町民の代表を中心に構成される「柏屋町男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、毎年結果を公表します。

### <令和6年度の施策の実施状況の概要>

- ・町民との協働事業においては、男女共同参画の視点を取り入れながら取り組んだ。
- ・広報物等の作成においては、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用に配慮した。
- ・男女共同参画計画の進捗状況を把握するため、各施策の担当課において評価を行い、ホームページで公表した。
- ・男性の育児休業、特別休暇の取得について周知を図るとともに、対象者への個別説明を行い、取得促進を図った。

### ○具体的な施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	4	4	0	0
%	50.0%	50.0%	0%	0%

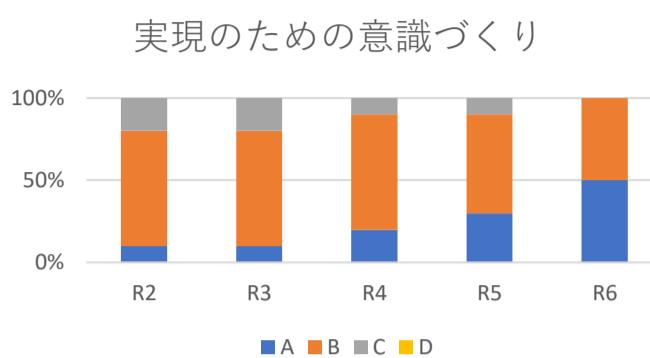
### [各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

○基本目標Ⅰ：男女共同参画社会実現のための意識づくり

	A	B	C	D
R2	1	7	2	0
R3	1	7	2	0
R4	2	7	1	0
R5	3	6	1	0
R6	5	5	0	0

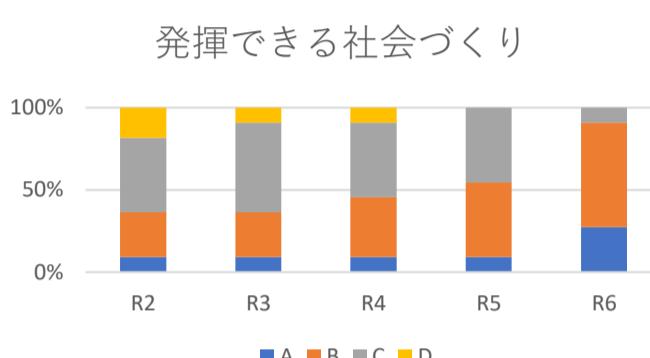
基本目標Ⅰ：男女共同参画社会



○基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮できる社会づくり

	A	B	C	D
R2	1	3	5	2
R3	1	3	6	1
R4	1	4	5	1
R5	1	5	5	0
R6	3	7	1	0

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を



○基本目標Ⅲ：男女が共に参加し支えあうまちづくり

	A	B	C	D
R2	0	3	2	1
R3	0	3	2	1
R4	0	3	2	1
R5	2	1	2	1
R6	2	4	0	0

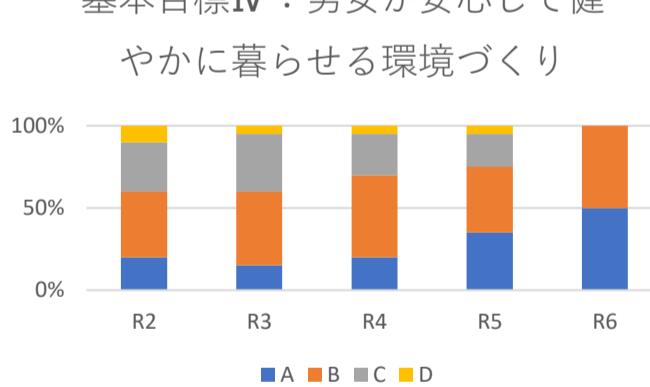
基本目標Ⅲ：男女が共に参加し



○基本目標IV：男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

	A	B	C	D
R2	4	8	6	2
R3	3	9	7	1
R4	4	10	5	1
R5	7	8	4	1
R6	10	10	0	0

基本目標IV：男女が安心して健



○推進体制

	A	B	C	D
R2	2	3	3	0
R3	2	3	3	0
R4	2	5	1	0
R5	2	5	1	0
R6	4	4	0	0

推進体制

